

記者発表資料

小出川の「不法係留船」を排除「行政代執行」終了！

～茅ヶ崎市中島地先～

京浜河川事務所では、小出川の茅ヶ崎市中島地先において、船舶の不法係留を是正するため、行政代執行法に基づく行政代執行を、平成29年11月30日(木)から実施してまいりました。

このたび対象船舶1艇(11月30日時点の総数)について、排除が完了しました。

また、所有者不明の係留施設を、平成29年12月1日(金)から河川法に基づく簡易代執行により撤去してまいりました。

このたび対象物件38基(11月30日時点の総数)について、全ての撤去が完了しました。

これにより12月8日(金)に行政代執行の『終了宣言』を茅ヶ崎市中島地先にて行いました。

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所

副所長 羽澤 敏行 (はざわ としゆき)

代表 045-503-4000

占用調整課長 小針 政博 (こばり まさひろ)

直通 045-503-4015

○代執行実施状況

対象物件名	11月28日時点における 撤去対象物件総数	代執行・簡易代執行 による撤去数	不法行為者による 自主撤去数
船舶	4	1	3
その他（工作物等）	38	27 《11》	0

※《 》は物件の詳細な調査の結果、塵芥処理とした数

○実施日数 延べ 7日間

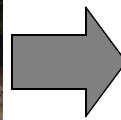
（期間：平成29年11月30日（木）から12月8日（金）まで）

○実施状況

代執行開始前（平成29年11月30日）



代執行実施後（平成29年12月8日）



○撤去作業状況（平成29年11月30日実施）
不法船舶引揚風景



不法船舶保管風景



○再係留防止ブイ設置
（平成29年11月30日）



○行政代執行終了宣言
（平成29年12月8日）

